

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの日  
が、翌日  
の翌日)

## 目次

### ◇ 告 告

生活保護法による医療機関の指定  
国民健康保険法第三十七条第五項の規定による申出を受理した旨の通知

肥料の登録の有効期間の更新

土地改良区の役員の就退任

共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約の認可

町営土地改良事業の認可

土地の用途廃止

” ” ”

” ” ”

” ” ”

### ◇ 公安告示

風俗営業等取締法による聴聞の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名
昭和四十三年二月一日	岡本歯科医院 皆生診療所	米子市上福原 一八三八の一五	歯 科	岡本 治

### 鳥取県告示第四百四十六号

療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第二条第一項の規定に基づき、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定による申出を受理した旨の通知を受けたので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

千葉 県

志 鎌 医 院 茂原市南町一、〇二五 昭和四二年七月一日

坂戸内科小児科医院 習志野市津田沼六の一五六〇 ”

愛知 県

山 岸 医 院 豊橋市呉服町二九 ” 一二月六日

大 阪 府

吉川 診療 所 大阪市港区市岡元町五ノ六 ” 七月五日

金 光 齒 科 " 北区老松町五十五八 八月三日  
 生野病院勝山診療所 " 生野区勝山通六丁目六 九月一日  
 次 野 医 院 東大阪市旭町一〇番一〇号 " "

鳥取県告示第四百十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に  
 基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項  
 の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称 保証成分量 (パーセント) 生産業者の住所及び氏名

鳥取県 大栄水稲二号 窒素全量七・八 東伯郡大栄町由良宿五六  
 第二七号 複合肥料 うち 大栄町農業協同組合  
 アンモニア性窒素 六・二 組合長理事

リン酸全量五・二 茂 住 正  
 うち  
 可溶性りん酸四・五  
 うち  
 水溶性りん酸三・七  
 加里全量一・〇  
 うち  
 水溶性加里一〇・七

鳥取県告示第四百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定  
 に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届  
 出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

狭理井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理 事 繁 原 重 治 東伯郡関金町大字堀

" 森 下 頼 義 " "

" 増 田 定 義 " "

" 德 山 国 松 " "

" 伊 藤 寛 " 今西

" 矢 口 進 " "

監 事 笠 原 芳 明 " 堀

" 山 田 其 治 " 今西

任期満了による退任

就任した役員の名及び住所

理 事 繁 原 重 治 東伯郡関金町大字堀一、八八六

" 德 山 国 松 " 一、六一八ノ二

" 増 田 義 人 " 二、二六六

" 笠 原 弘 巳 " 二、〇五九

" 月 澄 二 郎 " 今西一、〇〇七

" 山 田 紀 久 " 一、〇四四

監 事 森 下 頼 義 " 堀一、九三六

" 天 口 進 " 今西 九三六

昭和四十二年五月二十一日通常総会において総選挙の結果当選し九月二  
 十五日就任 任期二年

海士土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 嶋田 勇 岩美郡福部村大字岩戸五三四の二

早野 元次 八の二

新井野 平吉 二六三

西田 富一 九

山下 菊雄 一二二の二三

谷本 輝 細川三四〇の一

山根 尚義 二七九の一

山根 順市 三三二の三

山根 茂保 三一二

昭和四十二年十二月十二日地区編入の臨時総会において補充選挙の結果  
当选し十二月十三日就任 任期昭和四十五年一月十九日まで

上万土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 福見 市郎 西伯郡大山町上万 四五七

谷野 章義 四四八

諸遊 秋夫 三

山根 英好 四三一

山根 功 七四三

山根 準一 四七〇

諸遊 透 一

山根 仁 八六八

富田 隆男 四一五

山根 健二

三七一

山根 栄造 平田一三五

山根 繁吉 上万四五〇

入江 基之 五八八

諸遊 藤次郎 五九四

昭和四十二年六月十日設立総会において総選挙の結果当选し六月十一日  
就任 任期四年

就任した役員の氏名及び住所

理事 入江 正雄 西伯郡大山町長田三三〇

奥田 一憲 二九七

入江 博 上万五六九の一

田中 親愛 四七二

昭和四十二年十一月十九日臨時総会において補充選挙の結果当选し十一  
月十九日就任 任期四年

天津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 亀尾 忠治 西伯郡西伯町大字福成 阿賀

秦 柳 寿郎

景山 泰実

秦 治夫

種 定義

種 音春

恩崎 等

監	石	大	野	亀	加	早	桑	野	佐	野	野	亀	井	亀	植	大	大	島	島	大	恩	莊	三	生
事	田	江	口	尾	藤	田	名	口	伯	口	口	尾	原	尾	田	塚	塚	守	広	利	田	島	嶋	田
	岩	良	忠	孝	芳	英	竹	知	勝	好	嘉	一	友	典	時	文	元	守	忠	利	德	勉	富	寛
	夫	治	次	継	男	雄	稔	一	光	章	友	雄	典	男	吉	計	歳	忠	雄	種	勉	興	二	二
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

阿賀 倭

福成

清水川

野口政治 任期満了による退任

福成

就任した役員の名及び住所

理事 亀尾忠治 西伯郡西伯町大字福成 五一〇

秦柳寿郎 阿賀二二五の一

景山泰実 四八七

恩崎等 九四二

三嶋富興 一、二八三

大塚利雄 清水川 一八三

生田諳雄 福成二、三〇二

野口勝章 一、四九九

野口政治 一、一九五

桑名稔 四八五

角原一男 倭 三二〇

植田茂保 福成二、五〇四

島守蔵 清水川 一六九

昭和四十二年十月七日通常総会において総選挙の結果当選し十月八日就任 任期三年

鳥取県告示第四百十九号

昭和四十二年十月二十七日付けで西伯郡淀江町大字稲吉八八番地山根研次ほか四十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査し

た結果、これを適当と認めためたので同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年二月二十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 淀江町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十号

三朝町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大殿字南狐谷一、八三七番地先から一、八四〇ノ三番地先まで	二三・七七	水路敷
先から一、八五二ノ二番地先まで	三二・七五	"
先から一、八三六ノ二番地先まで	一〇五・一〇	道路敷

鳥取県告示第五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
気高郡気高町八束水字船戸屋敷一六四二内二番地先から一六四六内一番地先まで	一八一・一九	海浜地

鳥取県告示第五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市吉成字土小樋井一〇ノ一番地先から一〇ノ五番地先まで

面積 (平方メートル)	用途
一一八・四〇	水路敷

鳥取県告示第五十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市新田字モゲ川六八二ノ四番地先から六八八番地先まで	六二・六〇	道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 辰 藏

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年三月七日 午後二時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 倉吉市明治町一〇一七 山 本 久

2 岩美郡岩美町大字岩井八〇五 柿 田 和 利